

○岳南広域消防組合個人情報保護条例

平成27年12月25日
条 例 第 2 号

改正 平成28年10月4日 条例第7号
令和2年3月25日 条例第5号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 実施機関における個人情報の取扱い（第3条―第10条）
- 第3章 開示、訂正及び利用中止
 - 第1節 開示（第11条―第23条）
 - 第2節 訂正（第24条―第31条）
 - 第3節 利用中止（第32条―第38条）
 - 第4節 審査請求（第39条―第41条）
- 第4章 事業者が保有する個人情報の保護（第42条―第44条）
- 第5章 雑則（第45条―第48条）
- 第6章 罰則（第49条―第52条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、日本国憲法第13条にうたわれている個人の尊重の理念の下に、岳南広域消防組合（以下「組合」という。）が保有する個人情報の開示、訂正及び利用中止を求める権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 組合長、監査委員及び議会をいう。
- (2) 事業者 事業を営む法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に

規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)を除く。)及び事業を営む個人をいう。

(3) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ただし、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する個人番号をその内容に含むものを除く。)を除く。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図面、写真、フィルム若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号のイにおいて同じ。)で作られる記録をいう。第7号、第21条及び第52条において同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

(4) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、実施機関が定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(5) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じ

ないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報という。

- (6) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (7) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの（公報、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの及び図書館、博物館その他これらに類する施設において、当該施設の設置目的に応じ特別の管理がされているものを除く。）をいう。
- (8) 記録情報 公文書に記録された個人情報をいう。
- (9) 特定記録情報 公文書に記録された特定個人情報をいう。
- (10) 個人情報ファイル 記録情報であって、一定の事務の目的を達成するために体系的に構成された個人情報の集合物をいう。
- (11) 記録情報の本人 記録情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。
- (12) 特定記録情報の本人 特定記録情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。
- (13) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第31条において同じ。）の規定により記録された特定個人情報をいう。

第2章 実施機関における個人情報の取扱い

（個人情報取扱事務登録簿の作成及び閲覧）

第3条 実施機関は、個人情報取扱事務（個人情報を取り扱う事務であって、氏名、生年月日その他の記述等又は個人識別符号その他の符号により特定の個人を検索することができる状態で個人情報が記録された公文書を使用するものをいう。以下この条及び第12条において同じ。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下この条において「個人情報取扱事務登録簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 当該個人情報取扱事務の名称
- (2) 当該個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (3) 当該個人情報取扱事務において取り扱う個人情報の収集目的及び収集の根拠

- (4) 当該個人情報取扱事務において取り扱う個人情報の収集の対象となる個人の範囲
- (5) 当該個人情報取扱事務において取り扱う個人情報の収集方法
- (6) 当該個人情報取扱事務において取り扱う個人情報を当該個人情報取扱事務以外の事務に利用する場合には、利用する組織及び事務の名称並びに利用の根拠
- (7) 当該個人情報取扱事務において取り扱う個人情報を実施機関以外の者に提供する場合には、提供先、提供の方法及び提供の根拠
- (8) 当該個人情報取扱事務において取り扱う個人情報を記録する公文書の名称及び記録する内容
- (9) 当該個人情報取扱事務において要配慮個人情報を取り扱う場合には、その旨
- (10) 当該個人情報取扱事務を委託する場合には、その旨
- (11) その他実施機関の定める事項

2 実施機関は、個人情報取扱事務を行おうとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について前項各号に掲げる事項を個人情報取扱事務登録簿に記載しなければならない。個人情報取扱事務登録簿に記載した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由により、あらかじめ、個人情報取扱事務登録簿に記載することができないときは、その理由がやんだ後に記載することができる。

4 個人情報取扱事務登録簿への記載は、その内容が明確になるようにしなければならない。

5 実施機関は、個人情報取扱事務を行わないこととしたとき又は個人情報取扱事務において個人情報を収集しないこととしたときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る個人情報取扱事務登録簿を廃棄しなければならない。

6 実施機関は、第2項、第3項又は前項の規定による個人情報取扱事務登録簿への記載又は個人情報取扱事務登録簿の記載事項の変更若しくは廃棄をしたときは、その適否について、岳南広域消防組合情報公開等審査会条例（平成27年岳南広域消防組合条例第3号）に基づき設置した岳南広域消防組合情報公開等審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴くものとする。

（収集の制限等）

第4条 実施機関は、個人情報収集するときは、あらかじめ個人情報の収集目的を明確にし、所掌事務の範囲内で、当該収集目的の達成に必要な限度において、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。第7項を除き、以下この条において同じ。）を収集するときは、本人から収集しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外の者から個人情報を収集することができる。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に基づくとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないとき。

(4) 本人から収集することにより、当該収集に係る事務の目的の達成に支障が生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがあると認められるとき。

(5) 出版、報道等により公にされたものから収集するとき。

4 実施機関は、前項第4号の規定により本人以外の者から個人情報を収集するときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、実施機関は、第3項第4号の規定により本人以外の者から個人情報を収集する場合で、当該収集に係る事務の円滑な実施を著しく困難にするおそれその他やむを得ない理由があるときは、あらかじめ審査会の意見を聴くことを要しない。この場合において、実施機関は、当該収集をした後にその適否について審査会の意見を聴き、その後に行う当該収集において当該意見を尊重しなければならない。

6 実施機関は、第3項第3号又は第4号の規定により本人以外の者から個人情報を収集したときは、その旨及び個人情報の収集目的を本人に通知しなければならない。ただし、実施機関が、審査会の意見を聴いた上で、本人に通知することにより当該収集に係る事務の円滑な実施に支障が生ずるものと認めるときは、この限りでない。

7 実施機関は、次に掲げる場合を除き、要配慮個人情報を収集してはならない。

(1) 法令等に基づくとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、実施機関が、審査会の意見を聴いた上で、相当な理由があると認めるとき。

（利用及び提供の制限）

第5条 実施機関は、記録情報（特定記録情報を除く。以下この条及び第22条第1項において同じ。）の収集目的以外の目的のために、記録情報を実施機関の内部において利用し、又は実施機関以外の者に提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、記録情報の収集目的以外の目的のために記録情報を利用し、又は提供することができる。ただし、第2号から第8号までのいずれかに該当する場合において、記録情報が記録情報の本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは、この限りでない。

(1) 法令等に基づき、記録情報を提供しなければならないとき。

(2) 記録情報の本人に記録情報を提供するとき又は記録情報の本人の同意を得たとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないとき。

(4) 記録情報を実施機関の内部において利用する場合において、記録情報を利用する者が当該利用に係る事務の目的の達成に必要な限度で当該記録情報を利用し、かつ、当該記録情報を利用することについて相当な理由があると認められるとき。

(5) 記録情報を他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（病院機構を除く。）（以下この項において「公的機関」という。）の求めに応じて提供する場合において、記録情報の提供を受ける者が当該提供を受ける事務の目的の達成に必要な限度で当該記録情報を利用し、かつ、当該記録情報を利用することについて相当な理由があると認められるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために記録情報を提供するときその他記録情報を提供することについて特別な理由があると認められるとき。

3 実施機関は、前項第4号から第6号までの規定により記録情報の収集目的以外の目的のために記録情報を利用し、又は提供するときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。

4 実施機関は、第2項第3号から第6号までの規定により記録情報の収集目的以外の目的のために記録情報を利用し、又は提供したときは、その旨及びその理由を記録情報の本人に通知しなければならない。ただし、実施機関が、審査会の意見を聴いた上で、記録情報の本人に通知することにより当該利用又は提供の目的の達成に

支障が生ずるものと認めるときは、この限りでない。

- 5 実施機関は、記録情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受ける者に対し、当該記録情報の使用目的、使用方法その他必要な制限を付し、又は適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

第6条 実施機関は、特定記録情報の収集目的以外の目的のために、特定記録情報を実施機関の内部において利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、特定記録情報（情報提供等記録を除く。）の収集目的以外の目的のために特定記録情報（情報提供等記録を除く。）を利用することができる。ただし、特定記録情報（情報提供等記録を除く。）が特定記録情報の本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは、この限りでない。

(1) 法令等に基づくとき。

(2) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ない場合であって、特定記録情報の本人の同意があり、又は特定記録情報の本人の同意を得ることが困難であるとき。

- 3 実施機関は、前項第2号の規定により特定記録情報の収集目的以外の目的のために特定記録情報を利用したとき（特定記録情報の本人の同意がある場合を除く。）は、その旨及びその理由を特定記録情報の本人に通知しなければならない。

（電子情報処理組織の結合による記録情報の提供の制限）

第7条 実施機関は、公益上必要があり、かつ、記録情報について必要な保護措置が講じられていなければ、通信回線による電子情報処理組織の結合（記録情報の提供を受ける者が随時当該記録情報を入手し得る状態にあるものに限る。以下この条において「組織結合」という。）により実施機関以外の者に記録情報を提供してはならない。

- 2 実施機関は、実施機関以外の者に対し、組織結合により新たに記録情報を提供しようとするとき又は組織結合の内容を変更して記録情報を提供しようとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。

- 3 実施機関は、実施機関以外の者に対し、組織結合により記録情報を提供している場合において、当該記録情報について必要な保護措置が講じられていないものと認めるときは、当該組織結合による記録情報の提供の停止その他必要な措置を講じな

なければならない。

4 前項の措置は、原則として審査会の意見を聴いて講ずるものとする。

(安全性及び正確性の確保)

第8条 実施機関は、記録情報の管理に当たっては、記録情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の記録情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、記録情報を保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに、当該記録情報の抹消（記録情報を記録した公文書の廃棄を含む。第32条及び第38条において同じ。）をしなければならない。ただし、歴史的資料として保存されるものについては、この限りでない。

3 実施機関は、記録情報の収集目的に必要な範囲内で、記録情報を正確なものに保つよう努めなければならない。

(受託者等に対する措置要求等)

第9条 実施機関は、個人情報の取扱いを実施機関以外の者に委託するときは、受託者に対し、当該個人情報又は当該公の施設の管理を行うことにより取り扱う個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

2 前条第1項及び第2項本文の規定は前項の受託者が受託した業務を行う場合について準用する。

(職員等の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者、実施機関の委託を受けて個人情報を取り扱う業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第3章 開示、訂正及び利用中止

第1節 開示

(開示請求権)

第11条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が管理する自己の記録情報（氏名、生年月日その他の記述等又は個人識別符号その他の符号により検索し得るものに限る。）の開示を請求することができる。

2 未成年者の法定代理人（合理的な理由がある場合を除き、当該未成年者の同意が

ある場合のものに限る。)又は成年被後見人の法定代理人(特定記録情報にあっては、これらの法定代理人又は本人の委任による代理人)は、本人に代わって前項の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の方法)

第12条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。ただし、実施機関があらかじめ定めた記録情報については、口頭により請求することができる。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所
- (2) 個人情報取扱事務の名称又は記録情報を特定するために必要な事項
- (3) 記録情報の本人の氏名(第1号に掲げる氏名と異なる場合に限る。)
- (4) その他実施機関の定める事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、自己が開示請求に係る記録情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る記録情報の本人の法定代理人(特定記録情報にあっては、法定代理人又は委任による代理人。次条、第25条第2項及び第33条第2項において「代理人」という。))であること及び当該記録情報の本人が未成年者である場合でその者の同意があるときには当該同意があること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、第1項に規定する請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

(記録情報の開示義務)

第13条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る記録情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該記録情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等に基づき開示することができない情報
- (2) 開示請求者(第11条第2項の規定により代理人が記録情報の本人に代わって当該記録情報の開示請求をする場合にあつては、当該記録情報の本人。次号及び第4号並びに第20条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

- (3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (5) 開示することにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当な理由がある情報
- (6) 組合並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの
- (7) 組合又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（イにおいて「国等」という。）が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、組合又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれ
- オ 診断、相談、指導、選考、試験その他個人の評価又は判断に係る事務に関し、

公正な評価若しくは判断を困難にするおそれ又は適正な遂行を不当に阻害するおそれ

カ 組合、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第14条 実施機関は、開示請求に係る記録情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

(裁量的開示)

第15条 実施機関は、開示請求に係る記録情報に不開示情報（第13条第1号に規定する情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該記録情報を開示することができる。

(記録情報の存否に関する情報)

第16条 開示請求に対し、当該開示請求に係る記録情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該記録情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第17条 実施機関は、開示請求に係る記録情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る記録情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る記録情報を管理していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の場合において、開示請求に係る記録情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項の規定による通知に当該決定の理由（当該決定の理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、当該決定の理由及び当該期日）を併せて通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第18条 前条第1項又は第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第12条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、同項の規定にかかわらず、開示請求があった日から起算して60日を限度として同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長の理由及び延長後の期間を書面により通知しなければならない。

3 著しく大量の記録情報の開示請求がなされたこと等のため、開示請求があった日から起算して60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る記録情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの記録情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの記録情報について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第19条 実施機関は、開示請求に係る記録情報(情報提供等記録を除く。第30条第1項及び第3節において同じ。)が他の実施機関から提供されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第17条第1項の決定(以下「開示

決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしてなければならない。

(第三者保護に関する手続)

第20条 開示請求に係る記録情報に組合、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第40条及び第41条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている記録情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第13条第3号ただし書又は第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている記録情報を第15条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第40条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施方法)

第21条 実施機関は、開示決定をしたとき又は第12条第1項ただし書の場合における請求があったときは、速やかに、当該開示決定又は請求に係る記録情報について開示をしなければならない。

2 記録情報の開示は、文書、図面、写真又はフィルムについては閲覧、写しの交付その他実施機関が定める方法により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行うものとする。ただし、閲覧の方法による記録情報の開示にあつては、実施機関は、当該記録情報が記録されている公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

（他の法令等との調整）

第22条 実施機関は、他の法令等の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る記録情報が前条第2項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該記録情報については、当該同一の方法による開示を行わないものとする。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第2項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（費用の負担）

第23条 第21条第2項の規定により公文書の写し等の交付を受ける者は、実費の範囲内において実施機関が定める費用を負担するものとする。

第2節 訂正

（訂正請求権）

第24条 何人も、実施機関が管理する自己の記録情報が事実と合致していないと考えるときは、この条例の定めるところにより、当該実施機関に対し、当該記録情報の訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該記録情報の訂正に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

2 未成年者の法定代理人（合理的な理由がある場合を除き、当該未成年者の同意がある場合のものに限る。）又は成年被後見人の法定代理人（特定記録情報にあつては、これらの法定代理人又は本人の委任による代理人）は、本人に代わって前項の訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

（訂正請求の方法）

第25条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書に請求する訂正の内容が事実と合致していることを明らかにする資料を添えて実施機関に提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所
- (2) 訂正請求に係る記録情報を特定するために必要な事項及び訂正請求の趣旨
- (3) その他実施機関の定める事項

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、自己が訂正請求に係る記録情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る記録情報の本人の代理人であること及び当該記録情報の本人が未成年者である場合でその者の同意があるときには当該同意があること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、第1項に規定する請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

（記録情報の訂正義務）

第26条 実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、速やかに、当該記録情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置の特例）

第27条 訂正請求に対し、当該訂正請求に係る記録情報の訂正をするか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該訂正請求を拒否することができる。

（訂正請求に対する決定）

第28条 実施機関は、訂正請求に係る記録情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る記録情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第29条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第25条第3項の規定により補

正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に訂正決定等を行うことができないときは、同項の規定にかかわらず、訂正請求があった日から起算して60日を限度として同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長の理由及び延長後の期間を書面により通知しなければならない。

(事案の移送)

第30条 実施機関は、訂正請求に係る記録情報が第19条第3項の規定による開示に係るものであるときその他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第28条第1項の決定（以下この条及び次条において「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行しなければならない。

(記録情報の提供先等への通知)

第31条 実施機関は、訂正決定（前条第3項の訂正決定を含む。）に基づく記録情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該記録情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用中止

(利用中止請求権)

第32条 何人も、実施機関が管理する自己の記録情報が次の各号のいずれかに該当すると考えるときは、この条例の定めるところにより、当該実施機関に対し、当該各

号に定める措置を請求することができる。ただし、当該記録情報の利用の中止、抹消又は提供の中止（以下「利用中止」という。）に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第4条第1項から第3項まで及び第7項の規定に違反して収集されたものであるとき、第5条第1項及び第2項若しくは第6条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該記録情報の利用の中止又は抹消
- (2) 第5条第1項及び第2項、第7条第1項若しくは番号法第19条の規定に違反して提供されているとき又は第5条第5項の規定による求めに応じない者に提供されているとき 当該記録情報の提供の中止
- (3) 第8条第2項本文の規定による抹消をしなければならないものであるとき 当該記録情報の抹消

- 2 未成年者の法定代理人（合理的な理由がある場合を除き、当該未成年者の同意がある場合のものに限る。）又は成年被後見人の法定代理人（特定記録情報にあっては、これらの法定代理人又は本人の委任による代理人）は、本人に代わって前項の利用中止の請求（以下「利用中止請求」という。）をすることができる。

（利用中止請求の方法）

第33条 利用中止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 利用中止請求をする者の氏名及び住所
- (2) 利用中止請求に係る記録情報を特定するために必要な事項並びに利用中止請求の趣旨及び理由
- (3) その他実施機関の定める事項

- 2 前項の場合において、利用中止請求をする者は、自己が利用中止請求に係る記録情報の本人であること（前条第2項の規定による利用中止請求にあっては、利用中止請求に係る記録情報の本人の代理人であること及び当該記録情報の本人が未成年者である場合でその者の同意があるときには当該同意があること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、第1項に規定する請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用中止請求をした者（以下「利用中止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、利用中止請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（記録情報の利用中止義務）

第34条 実施機関は、利用中止請求があった場合において、当該利用中止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、速やかに、当該利用中止請求に係る記録情報の利用中止をしなければならない。ただし、当該記録情報の利用中止をすることにより、当該記録情報の収集目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用中止請求に対する措置の特例）

第35条 利用中止請求に対し、当該利用中止請求に係る記録情報の利用中止をするか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該利用中止請求を拒否することができる。

（利用中止請求に対する決定）

第36条 実施機関は、利用中止請求に係る記録情報の利用中止をするときは、その旨の決定をし、利用中止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用中止請求に係る記録情報の利用中止をしないときは、その旨の決定をし、利用中止請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

（利用中止決定等の期限）

第37条 前条各項の決定（以下「利用中止決定等」という。）は、利用中止請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第33条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に利用中止決定等を行うことができないときは、同項の規定にかかわらず、利用中止請求があった日から起算して60日を限度として同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、利用中止請求者に対し、遅滞なく、延長の理由及び延

長後の期間を書面により通知しなければならない。

(記録情報の提供先への通知等)

第38条 実施機関は、第36条第1項の決定に基づく記録情報の利用中止をしたときは、当該記録情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するとともに、必要があると認めるときは、当該記録情報の利用の中止又は抹消その他必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

2 実施機関は、第36条第1項の決定に基づく記録情報の利用中止をしたときは、その適否について、審査会の意見を聴くものとする。

第4節 審査請求

(審理員の指名に関する規定の適用除外)

第39条 開示決定等、訂正決定等、利用中止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用中止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問等)

第40条 実施機関は、開示決定等、訂正決定等、利用中止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用中止請求に係る不作為について審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、遅滞なく、審査会に諮問をし、その審査を経て、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る記録情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該記録情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る記録情報の訂正をすることとするとき。
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る記録情報の利用中止をすることとするとき。

2 前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用中止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る記録情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第41条 第20条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る記録情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る記録情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第4章 事業者が保有する個人情報の保護

（事業者の責務）

第42条 事業者は、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を保護するため必要な措置を講ずるよう努め、適正な取扱いをしなければならない。

（指導及び助言）

第43条 組合長は、事業者が自ら個人情報の保護措置を講ずるために必要な指導及び助言をするものとする。

（苦情相談の処理）

第44条 組合長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情相談があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

第5章 雑則

（適用除外）

第45条 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。以下この条において同じ。）に含まれる個人情報、同条第8項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報、同法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報並びに同法第29条第1項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報に含まれ

る個人情報については、この条例の規定は、適用しない。

(運用状況の公表)

第46条 組合長は、毎年この条例の規定に基づく開示請求、訂正請求及び利用中止請求に係る運用状況を公表するものとする。

(苦情の処理)

第47条 実施機関は、実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(委任)

第48条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

第6章 罰則

(罰則)

第49条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は実施機関の委託を受けて個人情報を取り扱う業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等又は個人識別符号その他の符号により特定の記録情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものに限り、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第50条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た記録情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第51条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第52条 組合長は、偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく記録情報の開示を受けた者に対し、5万円以下の過料を科する。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年10月4日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 25 日 条例第 5 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の岳南広域消防組合個人情報保護条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例による改正後の岳南広域消防組合個人情報保護条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。